

官報

号外

令和五年六月二十日

○第二百十一回 衆議院会議録 第三十五号

令和五年六月二十日(火曜日)

令和五年六月二十日

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

午後一時二分開議

○議長(細田博之君) これより会議を開きます。

○佐々木紀君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

議院運営委員長提出、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案及び裁判官弾劾法の一部を改正する法律案の両案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(細田博之君) 佐々木紀君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

○議長(細田博之君) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、裁判官弾劾法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。議院運営委員長山口俊一君。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔山口俊一君登壇〕

○山口俊一君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、議会雑費の支給の対象から、各議院の常任委員長及び特別委員長等を除外するものであります。

次に、裁判官弾劾法の一部を改正する法律案は、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止するものであります。

両法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(細田博之君) 両案を一括して採決いたします。

両案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(細田博之君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも可決いたしました。

○議長(細田博之君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五分散会

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

一、去る十六日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

(報告書及び文書受領)

一、去る十六日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

特定秘密の保護に関する法律第十九条の規定に基づく特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告

災害対策基本法第九條第二項の規定に基づく「防災に關してとつた措置の概況」の報告 災害対策基本法第九條第二項の規定に基づく「令和五年度の防災に關する計画」の報告 男女共同参画社会基本法第十二條第一項の規定に基づく「令和四年度男女共同参画社会の形成の状況」に關する報告 男女共同参画社会基本法第十二條第二項の規定に基づく「令和五年度男女共同参画社会の形成の促進施策」についての文書 国会法附則第十一項の規定に基づく令和四年度東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に關する報告 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に關する法律第五條の規定に基づく令和四年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に關する政府の取組についての報告 教育基本法第十七條第一項の規定に基づく教育振興基本計画の報告 一、去る十六日、内閣を経由して公正取引委員会委員長古谷一之君から、次の報告書を受領した。 私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律第四十四條第一項の規定に基づく令和四年度公正取引委員会年次報告書 一、去る十六日、内閣から次の報告書を受領した。 第二百十回国会衆議院において採択された請願の処理経過 (理事補欠選任) 一、去る十六日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。	理事 中司 宏君 (理事遠藤敬君去る十六日理事辞任につきその補欠) 理事 遠藤 敬君 (理事中司宏君去る十六日理事辞任につきその補欠) (常任委員辞任及び補欠選任) 一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 議院運営委員 辞任 補欠 遠藤 敬君 阿部 司君 阿部 司君 遠藤 敬君 (議案提出) 一、去る十六日、議員から提出した議案は次のとおりである。 国家公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十六名提出) 国家公務員の労働関係に關する法律案(大島敦君外十六名提出) 公務員庁設置法案(大島敦君外十六名提出) 地方公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十六名提出) 地方公務員の労働関係に關する法律案(大島敦君外十六名提出) 我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に關する施策の推進に關する法律案(青柳仁士君外三名提出) 国会法の一部を改正する法律案(古川元久君外五名提出) 新型コロナウイルス感染症対策検証委員会法案(古川元久君外五名提出) 岸田内閣不信任決議案(安住淳君外十八名提出)	一、昨十九日、議員から提出した議案は次のとおりである。 国会議員の歳費、旅費及び手当等に關する法律の一部を改正する法律案(中司宏君外三名提出) 衆議院規則の一部を改正する規則案(中司宏君外三名提出) (議案受領) 一、去る十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。 刑法及び母体保護法の一部を改正する法律案 (委員会審査省略要求書受領) 一、去る十六日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。 岸田内閣不信任決議案 安住淳君外十八名 (議案送付) 一、去る十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 宗教法人法の一部を改正する法律案(堀場幸子君外三名提出) 一般社団法人及び一般財団法人に關する法律の一部を改正する法律案(堀場幸子君外三名提出) 公益法人等に対する寄附を促進するための税制上の措置等に關する法律案(住吉寛紀君外三名提出) 財政法の一部を改正する法律案(階猛君外六名提出) 我が国の経済及び財政等に關する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するための経済財政等将来推計委員会の設置に關する法律案(階猛君外六名提出) 国会法の一部を改正する法律案(階猛君外六名提出)	保護者等による自動車内への子ども等の置き去りの防止に關する法律案(吉田統彦君外十一名提出) 一、昨十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 国家公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十六名提出) 国家公務員の労働関係に關する法律案(大島敦君外十六名提出) 公務員庁設置法案(大島敦君外十六名提出) 地方公務員法等の一部を改正する法律案(大島敦君外十六名提出) 地方公務員の労働関係に關する法律案(大島敦君外十六名提出) 我が国の総合的な安全保障の確保を図るための土地等の取得、利用及び管理の規制に關する施策の推進に關する法律案(青柳仁士君外三名提出) 国会法の一部を改正する法律案(古川元久君外五名提出) 新型コロナウイルス感染症対策検証委員会法案(古川元久君外五名提出) (議案通知書受領) 一、去る十六日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。 令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律案 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に關する国民の理解の増進に關する法律案 一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
--	--	---	---

我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案
性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案

一、去る十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

(議案撤回申出)

一、昨十九日、議員から次の議案を撤回する旨の申出があった。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤田文武君外六名提出、第二百八回国会衆法第一号)

(質問書提出)

一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

特別児童扶養手当の所得制限撤廃に関する質問主意書(奥野総一郎君提出)

住民訴訟制度に関する質問主意書(前川清成君提出)

個人献金に係る税制上の優遇措置に関する質問主意書(漆間謙司君提出)

有機フッ素化合物(PFAS)汚染から健康を守る施策に関する質問主意書(宮本徹君提出)

マイナ保険証に関する質問主意書(阿部知子君提出)

債務対GDP比率に関する質問主意書(たがや亮君提出)

国内産医薬品・原薬の安定供給の確保に関する質問主意書(たがや亮君提出)

インボイス制度と増税に関する質問主意書(たがや亮君提出)

消費税と独占禁止法の阻却に関する質問主意書(たがや亮君提出)

厚生労働省の会議体における患者、消費者代表に関する質問主意書(早稲田ゆき君提出)

ALPS処理水の海洋放出の科学的評価等に関する質問主意書(阿部知子君提出)

年金未統合記録の解明に関する質問主意書(井坂信彦君提出)

部活動の実態把握と公私間格差の改善に関する質問主意書(井坂信彦君提出)

公益法人等に造成されている基金の残高が基金事業としての必要な額等を上回る基金に関する質問主意書(城井崇君提出)

航空機内における盗撮行為を未然に防止するための適切な周知に関する質問主意書(城井崇君提出)

PTAの入退会に関する質問主意書(神津たけし君提出)

実質賃金が十三か月連続マイナスの原因分析と対策に関する質問主意書(櫻井周君提出)

地方公務員法に関する再質問主意書(緒方林太郎君提出)

マルチワーカー支援に関する質問主意書(緑川貴士君提出)

インボイス制度の課題に関する質問主意書(緑川貴士君提出)

介護職の処遇改善、介護離職者対策に関する質問主意書(緑川貴士君提出)

いわゆる二〇二五年問題への対応に関する質問主意書(緑川貴士君提出)

アナログ規制に代替可能なデジタル規制の導入課題に関する質問主意書(緑川貴士君提出)

電気料金高騰対策等に関する質問主意書(緑川貴士君提出)

日本人に不動産取得を認めていない国の者に対する日本の不動産取得に関する質問主意書(松原仁君提出)

農地所有適格法人に対する外資規制の導入に関する質問主意書(松原仁君提出)

国立国会図書館の蔵書のデジタル化を基盤としたエビデンス検索エンジンの構築に関する質問主意書(松原仁君提出)

国外製スマートフォンアプリケーションの位置情報提供の強制に関する質問主意書(松原仁君提出)

同意のないわいせつ動画画像の削除義務に関する質問主意書(松原仁君提出)

韓国海軍艦艇による火器管制レーダー照射への対応に関する質問主意書(松原仁君提出)

商業登記制度の運用変更に関する質問主意書(松原仁君提出)

行き過ぎたリアリティ・ショーに関する質問主意書(松原仁君提出)

ダークパターンに対する取り組みの進展に関する質問主意書(松原仁君提出)

複数の顧客に多額の売掛金を恒常的に有している飲食店の問題点に関する質問主意書(松原仁君提出)

岸田内閣におけるスタートアップ支援策に関する質問主意書(玉木雄一郎君提出)

(答弁書受領)

一、去る十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員石川香織君提出医療用物資の備蓄体制の強化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員緒方林太郎君提出地方公務員法に関する質問に対する答弁書

衆議院議員青山大人君提出生活保護制度利用者の自動車保有に関する質問に対する答弁書

衆議院議員青山大人君提出官報に公告された破産者情報をインターネット上で不正利用する事例に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉田はるみ君提出就職活動における性差別の認識と解決方法に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉田はるみ君提出G7サミット等を理由にその地域の企業に休業を余儀なくした場合の補償に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉田はるみ君提出特異な才能のある子ども(いわゆるギフテッドやメンサ等)の教育に関する質問に対する答弁書

衆議院議員吉田はるみ君提出生活保護申請における扶養照会と民法第八百七十七条第一項、第二項及び第七百五十二条の扶養義務規定に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦君提出児童生徒の登下校時における日傘の使用に関する質問に対する答弁書

衆議院議員井坂信彦君提出運動部活動の部活動指導員制度の改善に関する質問に対する答弁書

令和五年六月五日提出
質問 第七三三号

医療用物資の備蓄体制の強化に関する質問
意書

提出者 石川 香織

医療用物資の備蓄体制の強化に関する質問
主意書

令和四年十一月二十一日、厚生労働省医政局より「医療用物資の備蓄体制の強化について」に係る医療用物資の追加配布についての事務連絡が発出された。

次の感染拡大の波への備えや対応のため、医療用物資（サージカルマスク、N九五マスク（DS二マスク等を含む）、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋をいう。以下同じ。）を医療機関等へ追加配布（特別配布）を行うものである。

当初、配布については令和五年一月から順次配布し、遅くとも同年三月十七日までは配送完了予定とされたものの、希望量が多くスケジュールに遅れが生じたため、配送開始が同年三月中旬から六月中旬の配送終了予定とされ、現在、希望された医療機関等に医療用物資が届いてきている状況である。

ある介護施設によると、届いた医療用物資について、同年三月に届いたサージカルマスクの段ボールには使用（推奨）期限が同年六月と書かれたシールが貼付され、また、ビニール製の長袖透湿ガウンの段ボールには、生産が令和三年一月十八日、使用（推奨）期限が令和六年一月とおよそ三年の使用期限のシールが貼付されていた。

そこで以下、政府の見解を質問する。
一 使用（推奨）期限が記載され段ボールに貼付さ

議長

れているシールは、使用期限の問い合わせが多く、厚生労働省がメーカーに確認し貼付したものと伺っている。また、中身の医療用物資それぞれには使用（推奨）期限の記載はしていないとも伺ったが、そもそも、それぞれの医療用物資の使用（推奨）期限の根拠はなにか。どういう基準で決められたのか。また、使用（推奨）期限が過ぎた医療用物資を使用しても差し障りはないのか。差し障りがないのであれば、その旨を通知等で行っているのか、政府の見解を問う。

二 送られてきた医療用物資には、製造年月日が令和三年のものが多くみられるが、今までなぜ支給出来なかったのか、どこに保管されていたのか、在庫一掃といった目的はなかったのか、明らかにされた。

三 今般の追加配布（特別配布）に関連し、必要となった医療用物資の購入経費、保管料及び配送料など、必要となった経費を明らかにされた。右質問する。

内閣衆質二一第一七三三号
令和五年六月十六日

衆議院議長 細田 博之殿
衆議院議員石川香織君提出医療用物資の備蓄体制の強化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員石川香織君提出医療用物資の備蓄体制の強化に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねの「使用（推奨）期限」については、「医療用物資」を製造した事業者等において定めら

れたものであるところ、政府としては、その「根拠」及び「基準」並びに当該期限を過ぎた場合の「差し障り」について承知していない。

二について

お尋ねの「送られてきた医療用物資には、製造年月日が令和三年のものが多く見られるが、今までなぜ支給出来なかったのか」及び「在庫一掃といった目的はなかったのか」については、厚生労働省においては、医療機関等への医療用物資の供給が不足する事態に備えるため、令和二年度以降、一定の数量の医療用物資を備蓄し、これまで、新型コロナウイルス感染症対策上の必要に応じて、複数回にわたり一定の規模での医療機関等への配布等を行ってきたところ、今般の配布は、令和四年十一月当時の感染状況等を踏まえ、「医療用物資の備蓄体制の強化について」に係る医療用物資の追加配布について（令和四年十一月二十一日付厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課（マスク等物資対策班）事務連絡）により、「次の感染拡大の波への備えや対応のため」、行うこととしたものであり、配布に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、医療機関等において当該医療用物資が直ちに使用される可能性も考慮して、早期に使用期限が到来するものを配布することとしたものである。

お尋ねの「どこに保管されていたのか」については、同省が委託する事業者の倉庫において、保管していたものである。

三について
お尋ねの「経費」については、調査に膨大な時間を要すること等から、お答えすることは困難である。

令和五年六月六日提出
質問 第七四号

地方公務員法に関する質問主意書

提出者 緒方林太郎

地方公務員法に関する質問主意書

地方公務員法について次のとおり質問する。

一 同法第三十四条における「秘密」とは、「非公知の事実であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに値するもの」との理解で差し支えないか。

二 同法第三条第三項第三号に定めのある特別職の地方公務員には、同法第三十四条の秘密を守る義務が課されないこととなる。特別職の地方公務員が秘密を知り得る職務に就く場合、条例、契約等の手段で、秘密を守る義務を課すことが望ましいと考えるが如何。

三 同号に定めのある特別職の地方公務員は、いわゆる「ライン職」に就くことは想定されていないと考えるが如何。

内閣衆質二一第七四号
令和五年六月十六日

衆議院議長 細田 博之殿
衆議院議員緒方林太郎君提出地方公務員法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出地方公務員法に関する質問に対する答弁書

一について
お尋ねの地方公務員法（昭和二十五年法律第

二百六十一号第三十四条の「秘密」については、「地方公務員法並びに地方税法の疑義について」昭和三十年二月十八日自丁公発第二十三号大船渡市議会事務局宛て自治庁行政部公務員課長回答において、「一般的に了知されていない事実であつて、それを一般に了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるもの」をいうとしている。

二について

御指摘の「特別職の地方公務員が秘密を知り得る職務に就く場合」には、その公務の性質を踏まえ、地方公務員法第三条第三項第三号に掲げる職を占める職員(以下「特別職非常勤職員」という)の服務に係る要綱等において、守秘義務について定めておく必要があるものと考えている。

三について

御指摘の「ライン職」の意味するところが必ずしも明らかではないが、特別職非常勤職員については、助言、調査、診断又はあつせんの仕事以外の事務を行うことはできない。

令和五年六月六日提出
質問 第七五号

生活保護制度利用者の自動車保有に関する質問主意書

提出者 青山 大人

生活保護制度利用者の自動車保有に関する質問主意書

生活保護制度利用者の自動車保有に関する運用は「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和三十八年四月一日社保第三十四号厚

令和五年六月二十日 衆議院会議録第三十五号

議長長の報告

生省社会局保護課長通知に基づいており、当時の自動車の価値や一般的な自動車保有状況に照らした基準が用いられ、障がい者や公共交通網の利用が著しく困難な地域にある者の通勤、通学、通院等に限定されている。

しかしながら、生活保護を利用することで生活を立て直したいと希望する方は、障がい者や公共交通網の利用が著しく困難な地域にある者で通勤、通学、通院等に自動車を利用する者に限られない。

地方都市に多く見られるように、食料品及び日用品の買い出しや保育園送迎等、生きていくための生活の足として自動車がなければ不便な地域に居住している方も多数おられる。「自動車は資産であるため原則処分」とする現在の運用では、これらの方々は自動車保有が認められない。

ゆえに、食料品買い出し等の日常生活に著しく支障をきたすことから、収入が最低生活費に満たないにもかかわらず生活保護制度の利用を諦めるケースも生じている。

さらに、現在の運用により、通勤、通学、通院等の必要性から例外的に自動車保有が認められた場合であっても、生活用品としての利用が認められていないため、これらの被保護者が日用品の買い出し等をするにはタクシー等を利用することとなり、かえって移動費が高額になったという報告もある。

一方で、現在、乗用車保有率は内閣府消費動向調査によると、平成以降は二人世帯で八割前後を推移していることから贅沢品よりも日用品と化しているといえ、また、公共交通網の衰退を受け、年々自動車は生活必需品としても需要を高めている。こうした背景を受けて、もはや現在の自動車

保有に関する運用は、現代の実情から乖離していると言わざるをえない。

そこで、以下質問する。

生活用品としての自動車保有をしつつ生活保護制度を利用できるようにし、「健康で文化的な最低限度の生活」の実現のためにも、保有要件の運用基準を時代に即して見直すべきと考えるが、政府の見解、運用基準についての検討状況を伺う。右質問する。

内閣衆質二一第七五号

令和五年六月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員青山大人君提出生活保護制度利用者の自動車保有に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員青山大人君提出生活保護制度利用者の自動車保有に関する質問に対する答弁書

弁書

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第一条において、同法は、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障すること等を目的とすることとされ、また、同法第四条において、同法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われることとされている。自動車については、同条の資産に該当し、また、生活保護世帯以外の世帯との均衡や、その維持費が最低限度の生活に与える影響を考慮すると、現在

においても、原則としてその保有は認めていない。御指摘の「保有要件の運用基準を時代に即して見直すべき」の意味するところが必ずしも明らかではないが、既に例外として、障害者が通勤や通院等に利用する場合等については、一定の要件の下、自動車の保有を認めているところであり、生活保護制度において自動車の保有を認めないという原則の見直しを行うことは考えていない。

令和五年六月六日提出
質問 第七六号

官報に公告された破産者情報をインターネット上で不正利用する事例に関する質問主意書

提出者 青山 大人

官報に公告された破産者情報をインターネット上で不正利用する事例に関する質問主意書

破産者情報を地図に集約しインターネット上に提供するウェブサイトを(以下、当該ウェブサイトという)が存在する。

当該ウェブサイト運営者は情報削除に法外な料金を請求し、また、一般にウェブサイトに契約しているCDNの海外事業者は、契約先のウェブサイトが権利侵害を惹起したとしても対応がまちまちであり、破産者にとって自らの個人情報や当該ウェブサイトから削除することはままならず、一旦インターネット上で配信された以上は半永久的に全世界に発信される。そのため、当該ウェブサイトへ破産者情報が勝手に掲載されることを忌避するあまりに破産申立てを断念する等、破産者の生活再建を阻害しかねない。

令和五年六月二十日 衆議院会議録第三十五号

議長 報告

そこで以下質問する。

一 先に実施された法制審議会「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（ＩＴ化関係）部会」においては、破産法上の公告制度については当該部会において結論を出すことはできない問題であり、破産法全体の制度を整合的に考えて議論すべき問題であると結論付けており、ＩＴ化の要綱案の中では本問題は棚上げとなつてしまつてゐる。

当該ウェブサイトは現在も破産者の情報を公開して更新し続けており、過去に破産手続を受けた方々にとっては現在も進行する切迫した問題である。

早急に破産法改正について検討を進めるべきであるとするが、改正に向けた検討状況、今後のスケジュールや見直しに向けた取り組みについて政府に伺う。

二 裁判所が公告を行う場合には、公告期間の制限、掲載する個人情報範囲の限定、目的外利用や不正利用の禁止の明示、複製防止を施す等した上で、個人情報保護の不当な二次利用防止に向けた具体的な対策が必要と考える。これにつき、政府の検討状況、今後の検討スケジュールや見直しに向けた取り組みについて政府に伺う。

三 そもそも個人の破産手続のうち同時廃止事件については配当手続がなく、公告による情報公開が制限されたとしても債権者の不利益はほとんどなく、公告自体を廃止しても大きな問題とならないと考えるが、現代社会における公告の在り方につき、政府の見解を伺う。

内閣衆質二一一第七六号
令和五年六月十六日

衆議院議長 細田 博之殿
内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議員青山人君提出官報に公告された破産者情報をインターネット上で不正利用する事例に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員青山人君提出官報に公告された破産者情報をインターネット上で不正利用する事例に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「現代社会における公告の在り方」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の法制審議会民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（ＩＴ化関係）部会においては、民事訴訟手続以外の民事裁判手続のデジタル化に向けた検討が行われ、破産手続における公告の在り方についても調査審議が行われた。同部会では、個人の破産者のプライバシー保護の観点から公告の在り方を見直し、官報による公告を廃止し、裁判所の掲示場による掲示等に限るべきなどとする意見があったが、他方、官報による公告は破産債権者の財産権を保障するための手段であるなどとして、そのような見直しに反対する意見又は慎重な意見があり、破産手続における官報による公告に関する規律を見直すこととはされなかった。

このような経緯を踏まえ、現時点においては、御指摘のような改正や見直しをすることは考えていないが、引き続き状況を注視してまいりたい。

令和五年六月七日提出
質問 第七七号

就職活動における性差別の認識と解決方法に関する質問主意書
提出者 吉田はるみ

就職活動における性差別の認識と解決方法に関する質問主意書

就職活動の際、「男らしさ」や「女らしさ」を求めていることは「就活セクシズム」と呼ばれ、現在、「#就活セクシズムやめて」という署名運動が学生たちの間で起きている。

彼らの主張によると、教育現場において、次のような事例が生じているという。

- ・ 学校主催の就活セミナーにおいて極端な男女二元論、性差別的、抑圧的な指導をするマナー講師を呼ぶ。
- ・ 学校の売店やキャリアセンターに、極端な男女二元論、性差別的、抑圧的な就活指南本を置く。
- ・ 学校の売店やキャリアセンターに、極端な男女二元論、性差別的、抑圧的な服装やマナーを流布しているスーツ販売大手の広告を置く。

・ キャリアセンターによる発信や掲示物が、極端な男女二元論、性差別、抑圧を含んでいる。

・ キャリアセンターが、「型にはまった男女二元論的なリクルートスーツ」以外のビジネススタイルをしている学生、「自身のビジネススタイルをしている学生にネガティブなことを言う、酷い場合は、キャリアセンターから追い返す。

これらの学校の対応により、精神的に追い込まれるなど心身の健康に支障をきたす学生や、職業の選択肢を狭められる学生が多数存在し、今この瞬間も新たに生まれ続けているとのことである。

真に多様性を認める社会実現のためには、教育現場における就活の指導の場においても、極端に二元化した男女別スタイルやマナーの押し付けをやめ、多様性のある装いの提案と女性はどうすべき、男性はこうするべきとの偏った表現の見直しをすべきであると考え、政府は、教育現場においてジェンダーの観点から見て問題のある就活服装・マナー指南が行われている課題を把握しているか。

把握している場合、男女共同参画社会の理念を踏まえてこれは問題であるとの認識はあるか。また、このような声がある以上、いわゆる経済三団体である日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所とも問題点を共有し、改善していくべきと考えるが、そのような計画はあるか。右質問する。

内閣衆質二一一第七七号
令和五年六月十六日

衆議院議長 細田 博之殿
内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議員吉田はるみ君提出就職活動における性差別の認識と解決方法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉田はるみ君提出就職活動における性差別の認識と解決方法に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「教育現場においてジェンダーの観点

から見て問題のある就活服装・マナー指南が行われている課題」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、就職活動時の服装に関する指導の在り方については、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、各学校において判断されるべきものと考えている。

また、現時点において、お尋ねの「いわゆる経済三団体」と問題点を共有し、改善する「計画」はない。

令和五年六月七日提出
質問 第七八号

G7サミット等を理由にその地域の企業に休業を余儀なくした場合の補償に関する質問主意書

提出者 吉田はるみ

G7サミット等を理由にその地域の企業に休業を余儀なくした場合の補償に関する質問主意書

自動車メーカーのマツダがG7広島サミットの開催期間を中心に地域交通への影響を踏まえて二工場を五日停止するという報道があった。

G7サミットなど各国が集まる首脳会議が開催される会場では、大規模な交通規制を伴う警備強化がなされ、近隣住民の交通、物流、生活や、企業や工場が停止した場合には従業員や取引先にも多大な影響を伴う。

また、休業・停止した企業や工場に勤める、パートやアルバイトなどの非正規雇用者の中には有給休暇が無い方もおり、その方々はその分給与

令和五年六月二十日 衆議院会議録第三十五号

が下がることになり、死活問題になりかねない。このような場合に、国は企業や工場、もしくはその従業員に対しなんらかの補償をするのか。補償がある場合、その基準や金額を答えられたい。

また、今後、同様の事例が生じた場合に、なんらかの補償を検討していく予定はあるのか、政府の見解を問う。

右質問する。

内閣衆質二一第七八号

令和五年六月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員吉田はるみ君提出G7サミット等を理由にその地域の企業に休業を余儀なくした場合の補償に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉田はるみ君提出G7サミット等を理由にその地域の企業に休業を余儀なくした場合の補償に関する質問に対する答弁書

弁書

お尋ねの「なんらかの補償」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難であるが、本年五月のG7広島サミットについては、各都道府県及び各政令指定都市に対して開催地の公募を行った段階から、誘致計画案の提出に当たっては市民生活への影響や協力体制の構築への取組についても記載することを求めるなど、関係する地方公共団体等と適切に調整を行った上で開催したものである。

議長長の報告

令和五年六月七日提出
質問 第七九号

特異な才能のある子ども(いわゆるギフテッドやメンサ等)の教育に関する質問主意書

提出者 吉田はるみ

特異な才能のある子ども(いわゆるギフテッドやメンサ等)の教育に関する質問主意書

意書

報道によると、令和三年度の不登校の小中学生の人数は、前年度から四万九千人近く、率にして二十五パーセント増加し、二十四万四千九百四十人と過去最高となっている。また、不登校の小中学生の増加は九年連続で、十年前と比較すると小中学生は三・六倍、中学生は一・七倍に増え、特に中学生は二十人に一人が不登校となっている。

このような深刻な事情から、画一的ではない教育の実施が早急に求められているところ、いわゆるギフテッドやメンサと呼ばれる、生まれつき高い知能や才能を持つがゆえに、同年代の子との人間関係がうまく構築できない、公教育における授業に関心を持てずに苦しむ子どもたちも同様に、画一的ではない個性に合った教育を必要としている。

海外では高IQに対する専門家が学校などについて、子どもにその可能性を見つけた場合にはテストを受けさせたり、数ヶ月にわたり専門家が張り付いて報告書をまとめ、それを元に子どもや家族は支援を受けたり、その子に合う学習環境を与えられ、才能を伸ばしている事例もあるが、日本ではそのような体制作りが全くできておらず、各家庭に任されているのが現状である。

多様性を認め、子どもたちの個性に応じた学習環境の支援することは、いわゆるギフテッドやメンサ等と呼ばれる子どもたちとその家族の救いとなるだけでなく、多彩な才能を伸ばすことになり国益にもつながる。

まずは、海外での事例をもとに、日本ではまだ数少ない高IQに対する専門家の育成及び学校教育への教育が最優先事項と考えるが、政府においてそのような計画はあるか。

また、仮にそのような計画があるとしても、制度が整うまでに何年もかかり、現在苦しむ子どもたちは救うことができない。そこで、既に制度の整った海外への留学支援を行うことは直ちに対応できる支援としては有益であると考え、政府においてそのような計画はあるか。

右質問する。

内閣衆質二一第七九号

令和五年六月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員吉田はるみ君提出特異な才能のある子ども(いわゆるギフテッドやメンサ等)の教育に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉田はるみ君提出特異な才能のある子ども(いわゆるギフテッドやメンサ等)の教育に関する質問に対する答弁書

前段のお尋ねについては、御指摘の「いわゆるギフテッドやメンサ等」及び「高IQ」の具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援については、令

和五年度予算において、当該児童生徒に関する理解を深めるための学校の教職員に対する研修の充実等に係る経費を計上したところである。

後段のお尋ねについては、現時点において、当該児童生徒に限定して御指摘の「海外への留学支援」を実施する計画はない。

令和五年六月七日提出
質問 第八〇号

生活保護申請における扶養照会と民法第八百七十七条第一項、第二項及び第七百五十二条の扶養義務規定に関する質問主意書

提出者 吉田はるみ

生活保護申請における扶養照会と民法第八百七十七条第一項、第二項及び第七百五十二条の扶養義務規定に関する質問主意書

報道によると、令和三年度における生活保護申請における扶養照会率は自治体によって五・五パーセントと七十八パーセントと、実に七十二パーセントの大きな差がある。

扶養照会は、親族に知られたくないという申請者の思いから申請の妨げになり、真に必要な人に支援がいきわたらないというだけでなく、一人につき複数回の照会をかける場合もあり、事務作業が膨大であり自治体に大きな負担となっている。

生活保護申請がなされた場合に自治体が扶養照会を実施するのをやめられないのは、生活保護法第四条第二項に「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」との規

定が足かせとなつてゐるためか、政府の見解を問う。

令和三年二月二十六日の厚生労働省社会・援護局保護課の事務連絡「扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点等について」によると、生活保護申請者の申し出により扶養照会を望まない場合、自治体は扶養照会を行わないことが政府見解と理解したが、それでよいのか。

また、前記のとおり自治体によって照会率に大きな差があるが、政府はこれを是正すべきと考えているか。考えている場合、どのような方法で是正するのか。

そもそも、民法では第七百五十二条において配偶者、同法第八百七十七条第一項、第二項において直系血族及び兄弟姉妹、そして三親等内の親族に扶養義務を定める規定があるが、三親等とは曾祖父母、ひ孫、叔父叔母、甥姪であり、明治三十一年以来改正されてゐない。そのため、核家族化の進んだ現代に全くそぐわないと考える。今後、扶養義務の在り方を見直し、民法の扶養義務に関する規定自体を改正すべきと考えるが、検討してもらえないか。

右質問する。

内閣衆質二一―第八〇号

令和五年六月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員吉田はるみ君提出生活保護申請における扶養照会と民法第八百七十七条第一項、第二項及び第七百五十二条の扶養義務規定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員吉田はるみ君提出生活保護申請における扶養照会と民法第八百七十七条第一項、第二項及び第七百五十二条の扶養義務規定に関する質問に対する答弁書

「生活保護申請がなされた場合に自治体が扶養照会を実施するのをやめられないのは、生活保護法第四条第二項・・・の規定が足かせとなつてゐるためか」とのお尋ねについては、「扶養照会を実施するのをやめられない」と及び「足かせ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四条第二項において、「民法明治二十九年法律第八十九号」に定める扶養義務者の扶養・・・は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」と規定されており、御指摘の「扶養照会」は、扶養義務者による扶養義務の履行の可否及び程度を確認するために必要な手続である。

「令和三年二月二十六日の厚生労働省社会・援護局保護課の事務連絡・・・によると、生活保護申請者の申し出により扶養照会を望まない場合、自治体は扶養照会を行わないことが政府見解と理解したが、それでよいのか」とのお尋ねについては、「扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点等について」（令和三年二月二十六日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）は、都道府県等に対し、「要保護者等からの聞き取り等により、扶養の可能性の調査」を行った結果、「扶養義務履行が期待できない者」と判断された場合は、個別に慎重な検討を行った上で・・・扶養照会を行わないこととして差し支えない」とことを示したものであり、お尋ねのような「生活保護

申請者の申し出により扶養照会を望まない場合、自治体は扶養照会を行わないこと」を示したのではない。

「自治体によって照会率に大きな差があるが、政府はこれを是正すべきと考えているか」とのお尋ねについては、令和四年十一月九日の衆議院厚生労働委員会において、加藤厚生労働大臣が「自治体ごとに扶養照会状況の違いが発生する原因としては、要保護者と扶養義務者との関係性、これがまた地域によって様々であること、また、扶養義務履行が期待できない者に該当するか否かは個別の要保護者への聞き取り結果によって異なるわけでありますから、照会率によって、適切な運用が行われているかどうか、これを一概に判断するのは難しいというふうに考えております」と答弁したとおりである。

「扶養義務の在り方を見直し、民法の扶養義務に関する規定自体を改正すべき」とのお尋ねについては、当該改正は、扶養を受けるべき者の生活に重大な影響を及ぼし得る事柄であり、慎重に検討する必要があると考えている。

令和五年六月七日提出
質問 第八一―号

児童生徒の登下校時における日傘の使用に関する質問主意書

提出者 井坂 信彦

児童生徒の登下校時における日傘の使用に関する質問主意書

近年の猛暑に対して、「児童生徒の登下校時における日傘の使用が学校から禁じられている」と

いう投稿が、SNSや新聞の読者欄などに掲載されている。例えば令和二年、中国新聞には「小学生の娘が通学する時に日傘を持たせたいのですが、学校から駄目だと言われました。」という投稿があった。令和四年、東京新聞には「登下校時の日傘使用は禁止」と小学校から言われ、意味が分かりません」という投稿が届いている。

一方で、登下校時の日傘の使用を推奨している自治体もある。例えば、埼玉県熊谷市や福岡県筑後市では、市内に住む児童全員に日傘を配布し、通学や学外活動などで利用してもらっている。また、兵庫県稲美町では町立小学校の全児童に日傘を貸し出している。他にも、埼玉県川越市や奈良県香芝市などが、自治体として日傘の使用を呼び掛けている。しかし多くの自治体が、登下校時の日傘の使用許可について「各校の判断」としており、指導が統一されていない。

令和三年五月、環境省と文部科学省は、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を発表した。これは、教育委員会等の学校設置者等が、学校向けの熱中症対策ガイドラインの作成・改訂の際に、各地域の特性等を踏まえてこの手引きの内容を参考にするものである。この手引きの中で、熱中症の予防策の一項目として、服装・装具の配慮が挙げられており、服装に気を付けることなどが述べられている。服装は軽装とし、通気性のよい素材のものが適切であり、直射日光は帽子で防ぐように記載されている。その他、運動時のプロテクター等の保護具への配慮や、マスク着用時のリスクなどが記載されているが、日傘の使用については触れられていない。

令和五年六月二十日 衆議院会議録第三十五号

環境省の熱中症予防リーフレットや、熱中症予防情報サイトにおいても日傘の使用を推奨している。その他、厚生労働省・経済産業省・環境省「高齢者のための熱中症対策」、環境省・内閣府・消防庁・厚生労働省「災害時の熱中症予防」、環境省・厚生労働省「熱中症予防×コロナ感染防止で『新しい生活様式』を健康に」など、政府が発行する様々なリーフレットやウェブサイトにおいて、日傘の使用が推奨されている。

このように政府全体としては日傘の使用を推奨しているにもかかわらず、体力的に弱い児童生徒が日傘を使用することについて政府からのメッセージが整っていないことから、以下、政府の見解を質問する。

一 文部科学省から各自治体の教育委員会に対して、児童生徒の日傘の使用についてどのような指示を出しているか。

二 児童生徒の日傘の使用について、自治体ごとに判断が分かれており、更に各学校で判断が分かれている。このことにより、猛暑でも日傘の使用を禁止している学校が存在することについて、政府の見解を伺う。

三 日傘の使用を禁止しているのには、何らかの理由があると考えられる。日傘の使用によって想定されるリスクやデメリットについて、政府の見解を伺う。

四 教育委員会等が参照する「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の中に、登下校時の日傘使用についての効果と、逆にリスクも含めた注意点を記載して、日傘を使用するための手段・指導方法等を示す必要があるのではないか。

五 熱中症対策として、多くの省庁がリーフレット

議長報告

トやウェブサイトで日傘の使用を推奨している。政府としては、登下校時の日傘の使用を推奨するのかもしれないか、見解を伺う。

六 すでにいくつかの自治体では、児童生徒に対して独自に日傘の配布や貸出しを行っている。子どもたちを熱中症から守る安全対策と考えると、今、政府が拡大しようと考えている子育て支援施策の一つとも考えられる。こうした先行事例に対し、政府として支援を行うべきと考え、見解を伺う。

内閣衆質二一第一八一号
令和五年六月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄
衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員井坂信彦君提出児童生徒の登下校時における日傘の使用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員井坂信彦君提出児童生徒の登下校時における日傘の使用に関する質問に対する答弁書

一について
文部科学省が都道府県教育委員会等に対し、御指摘の「児童生徒の日傘の使用」について指示をしたことはない。

二、三、五及び六について
お尋ねの「猛暑でも日傘の使用を禁止している学校」の存在について詳細を把握しておらず、また、お尋ねの「日傘の使用によって想定されるリスクやデメリット」について網羅的に把握していないため、お答えすることは困難で

あるが、いずれにせよ、御指摘の「登下校時の日傘の使用」の在り方については、地域の実情等に応じて各学校及びその設置者が合理的に判断すべきものであると考えている。

四について
「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」(令和三年五月環境省・文部科学省作成)における日傘に関する記載の在り方については、専門家の意見を踏まえつつ、その要否も含めて検討してまいりたい。

令和五年六月七日提出
質問 第八二二号

運動部活動の部活動指導員制度の改善に関する質問主意書

提出者 井坂 信彦

運動部活動の部活動指導員制度の改善に関する質問主意書

令和四年十二月、スポーツ庁と文化庁から「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が発表された。本ガイドラインは義務教育である中学校の生徒の学校部活動と地域クラブ活動を主な対象としているが、高等学校段階の学校部活動についても原則として適用している。

この学校部活動については、教師だけでなく部活動指導員や外部指導者などの確保を基本とし、指導の充実・生徒の安全の確保・教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるように、適正な数の学校部活動を設置することとしている。部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置することを求めている。

しかし、公益財団法人日本スポーツ協会が令和三年七月に発表した、学校運動部活動指導者の実態に関する調査によると、実際に部活動指導員に依頼している割合は、中学校で八・七％、高等学校で十一・五％にすぎない。またその中でも、部活動指導員がスポーツ指導に関する資格を保有する率は、中学校で四十二％、高等学校で五十・二％しかない。

部活動指導員の配置が増えない原因は、条件や待遇にあると言われている。部活動指導員の職務は、実技指導、安全・障害予防に関する指導、学校外での活動の引率などとともに、保護者等への連絡や、年間・月間指導計画の作成など、担当の教師等との定期的な情報交換などが発生する。そのため、研修等を実施して、身分は学校職員となる。しかし、例えば比較的条件の良い東京都では、勤務時間は年間七百四十時間以内、一日当たりの勤務時間は原則として平日三時間、休日四時間などとなっている。報酬額は時間額二千三百円となっており、最大で年収は百七十万二千円となる。これでは専業の仕事にはならず、時間の都合が付きやすい他の仕事と兼業をせざるを得ないため、十分な人材が得られない。

以上のように部活動指導員が不足している現状を鑑み、以下、政府の見解を質問する。

一 令和四年の第二百八回国会の質問主意書第一一四号において「部活動指導員や地域部活動よりも外部指導者の活用を拡大した方が教師の負担軽減につながるのではないか」という問いに対し、「文部科学省としては、部活動の地域移行を推進する」という答弁があった。しかし、本ガイドラインでは「部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし」とあることから、まずは部活動指導員と

外部指導者の充実によって早急に教師の負担軽減を図るべきではないか。

二 令和四年の第二百八回国会の質問主意書第一一四号において「部活動指導員の条件や待遇の改善」を求めたところ、「地域の実情等に応じた、各学校の設置者において判断されるべきもの」「好事例の周知や必要な予算の確保など、部活動指導員の確保のための取組を推進」という答弁があった。外部指導者は現状のまま時間給とし、部活動指導員は常勤もしくは非常勤であつても専業で勤められるような待遇とすることで両者を住み分けするよう、制度自体を見直す必要があるのではないか。

三 本ガイドラインでは、部活動における適切な休養日等の設定として、学期中は週当たり二日以上休養日(平日は少なくとも一日、土曜及び日曜は少なくとも一日以上)を設けるとしている。また、一日の活動時間は、平日は二時間程度、学校の休業日は三時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うとしている。こうした効率的な活動や、怪我や安全面への配慮も考えると、トレーナーの資格を有する者が部活動指導員や外部指導者として指導に当たることが望ましいと考えるが、政府の見解を伺う。

四 部活動指導員や外部指導者には、職務の専門性を高めるためスポーツ指導に関する資格の取得や、効率的・効果的・安全面への取組としてトレーナーの資格取得を進めるべきと考える。こうした所有資格に応じた手当等を給付することで、待遇改善を図ることができると考えるが、政府の見解を伺う。

五 トレーナーの資格を有する者であれば、一種目の部活動に留まらず、全ての運動部への指導

を行うことができる。学校全体の専属トレーナーという役割を作ること、常勤もしくは非常勤であつても専業として勤められる待遇にできると考えるが、政府の見解を伺う。

内閣衆質二二一第八二号

令和五年六月十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員井坂信彦君提出運動部活動の部活動指導員制度の改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井坂信彦君提出運動部活動の部活動指導員制度の改善に関する質問に対する答弁書

一について

令和四年十二月にスポーツ庁及び文化庁において策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、学校部活動については、「部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本」としながら、地域の実情等に応じて段階的に「学校部活動の地域連携並びに地域の運営団体・実施主体による地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動(以下「地域クラブ活動」という。)への移行に取り組む」ととしており、文部科学省としては、このような取組を推進することにより、教師の負担の軽減を図るとともに、生徒がスポーツ活動に継続して親しむ機会を確保してまいりたい。

二について

御指摘の「制度自体を見直す」の意味するところ

ろが必ずしも明らかではないが、先の答弁書(令和四年六月二十一日内閣衆質二〇八第一一四号)二についてでお答えしたとおり、部活動指導員の待遇については地域の実情等に応じて各学校の設置者が判断すべきものと考えている。

三について

お尋ねの「トレーナーの資格」の具体的な内容が必ずしも明らかではないが、平成二十五年五月に文部科学省において策定した「運動部活動での指導のガイドライン」において、「指導、健康管理等において、地域のスポーツドクター、トレーナー等の協力を得ることも有意義である」と考えられます」としており、同省としては、外傷の予防等のための運動指導等に関する資格を有する者の活用については、同ガイドラインを踏まえ、地域の実情等に応じて各学校の設置者が判断すべきものと考えている。

四について

お尋ねの「トレーナーの資格」の具体的な内容が必ずしも明らかではないが、「所有資格に応じた手当等を給付することについては、地域の実情等に応じて、各学校の設置者が判断すべきものと考えている。

五について

お尋ねの「トレーナーの資格」及び「学校全体の専属トレーナー」の具体的な内容が必ずしも明らかではないが、外傷の予防等のための運動指導等に関する資格を有する者の活用や待遇については、地域の実情等に応じて各学校の設置者が判断すべきものと考えている。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和五年六月二十日

提出者

議院運営委員長 山口 俊一

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律
(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第八条の二中「及び特別委員長並びに参議院の調査会長並びに各議院の憲法審査会の会長及び情報監視審査会の会長」を「(常任委員長を除く。)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、第二百十二回国会の召集の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日前に係る分の各議院の常任委員長及び特別委員長並びに参議院の調査会長並びに各議院の憲法審査会の会長及び情報監視審査会の会長に対するこの法律による改正前の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第八条の二の議会雑費については、なお従前の例による。

理 由

議会雑費の支給の対象から、各議院の常任委員長及び特別委員長等を除外する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

令和五年六月二十日

提出者

議院運営委員長 山口 俊一

裁判官弾劾法の一部を改正する法律

裁判官弾劾法(昭和二十二年法律第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第十項及び第十六条第九項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、第二百十二回国会の召集の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の日前に係る分のこの法律による改正前の裁判官弾劾法第五条第十項及び第十六条第九項の職務雑費については、なお従前の例による。

理 由

裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3587)
4294

定 価

（配本） 本号一部
送 部

一〇〇
料 〇〇円
別 別